

調整給付金（不足額給付分）※申請書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、幸手市において支給要件に該当するか審査し、支給対象者であると確認できましたら、現住所に確認書を送付いたします。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他市区町村や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となる可能性があります。
- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年よりも小さかった方）
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子様が出生された方）など

【誓約・同意事項】※すべての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに伴い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し1万円未満の端数がある場合には切り上げ） - III > 0となる納税義務者

I. 所得税分の所要額：3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く）

II. 個人住民税所得割分の所要額：1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く）

III. 調整給付金（当初給付分）の額

- ② 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

申請者

（フリガナ）	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男	明治・大正・昭和・平成	
	女	年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	（フリガナ）	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	氏名				
			男	明治・大正・昭和・平成	
			女	年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金（不足額給付分）申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください。

提出書類

☐ 『調整給付金（不足額給付分）申請書』

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項（表面中段）

☐ 申請者（代理人）の氏名等（表面下部）

☐ 署名欄（裏面下部）

☐ 『調整給付金（当初給付分）の支給確認書の写し（コピー）、支給決定通知書など』

※ 令和6年に給付された調整給付金（当初給付分）の額がわかる資料をご用意ください。

☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』

※ 調整給付金（当初給付分）の受給要件に該当せず、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分
控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる書類の写し（コピー）
をご用意ください。

☐ 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の
写し（コピー）を別紙【本人確認書類等貼付用紙】に添付してください。

本人（代理人）確認書類

※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、
介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つ

※ 代理による場合は本人及び代理人の本人確認書類を添付

※ 本申請により申請者が調整給付金（不足額給付分）の支給対象者であることが確認できた場合、
別途『調整給付金（不足額給付分）支給確認書』を郵送いたします。

※ 【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備がないか今一度ご確認ください。
（記入・チェック漏れや、提出書類の不備・不足がある場合、確認書の送付ができません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名